

令和 5 年度医学研究奨励助成事業（一般枠）公募要領

1. 助成対象研究の内容

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の 4 要素を満たす難病）の成因や病態の解明及び治療の原理に関わる基礎的研究とする。

（注）他の組織的な研究助成の対象となっている「がん（小児がんを含む）」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は対象としない。

2. 助成対象者

難病の専門分野における国内の医師や研究者で令和 5 年 6 月 30 日現在、満 40 才に達していない者とする。ただし、出産や育児のため、これまでの期間に研究（キャリア）の中断期間がある女性の場合は、満 45 才未満まで可能とする。

3. 推薦者

- ①厚生労働省における難治性疾患政策研究事業の研究代表者
- ②日本医療研究開発機構における難治性疾患実用化研究事業の研究代表者
- ③総合大学及び医科大学の医学部長または附属病院長
- ④難治性疾患の研究や診療を行っている研究機関・医療機関の長

（注）・推薦件数は 1 推薦者につき 1 件とし、推薦者は、各研究事業における研究班や所属機関等の臨床教室において、連携及び協力が出来る体制を整えること。

- ・各研究事業の研究代表者は、在籍している機関に所属する者を推薦することは出来ない。
- ・総合大学及び医科大学では、医学部長または附属病院長のいずれか 1 名しか推薦者となることが出来ない。なお、医科大学において医学部を置いていない場合は学長と読み替える。
- ・当財団の理事、監事、評議員、企画委員、審査委員は推薦者となることが出来ない。
- ・推薦者は、下記 4 ②助成対象に留意願います。

4. 助成金額及び助成対象

- ①助成金額 一人につき 200 万円
- ②助成対象 申請する研究に要する物品及びその研究の実施に必要な費用を対象とし、申請者が所属する機関の間接経費・一般管理費は助成の対象としない。

5. 応募方法

当財団ホームページの公募事業 WEB 応募システムから「応募の手順」に従って、応募申請登録を行い、申請書（様式 1～3）を作成し当財団事務局宛に郵送する。

6. 応募期間

令和5年6月1日（木）～ 7月20日（木）

応募申請登録は7月20日（木）締切、申請書郵送は7月22日（土）消印有効

7. 選考方法、採否の通知

当財団の審査委員会において慎重に審査し、企画委員会及び理事会に諮り決定する。
選考の結果は、11月上旬、申請者等に通知する。

8. 留意事項

①申請時の留意点

- ・申請は1人1件とする。同一課題での臨床枠、疫学枠との重複は出来ない。
- ・本事業において受賞歴のある者は、受賞後5年間は応募することが出来ない。
- ・「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等に基づき、必要な手続きについて所属機関の倫理審査委員会等の承認を受けること。
- ・研究業績にインプレスの論文を記載する場合は「掲載証明」を添付すること。

②交付を受けるにあたっての留意点

- ・助成金の経理事務処理は原則として所属機関に委任すること。
- ・所属機関で必要となる手続き（遵守すべき研究に係る指針等）に関する書類の写しを提出すること。

③研究報告にあたっての留意点

- ・研究報告概要及び会計報告を助成金交付日の属する年度の翌年度末日までに提出すること。
- ・本研究に関して外部公表する際は「公益財団法人難病医学研究財団（英文の場合は“Japan Intractable Diseases (Nanbyo) Research Foundation”）」及び「採択課題番号」を記載し、公表された刊行物等の写しを当財団に提出すること。
- ・当財団は助成金による研究報告について、当財団の刊行物に掲載またはその他の方法をもって公表することができる。

9. その他

①当財団は申請書に記載の個人情報を選考手続並びに選考結果の連絡及び公表などに必要な範囲で利用することができる。

②申請書は採否に関らず返却しない。

10. 書類送付先

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7

公益財団法人難病医学研究財団事務局（電話 03-3257-9021 FAX03-3257-4788）